

政府関係機関移転に係る意見について

1 (独) 国際交流基金

(1) さいたま市の意見

(独) 国際交流基金日本語国際センター（以下「国際センター」）については、昭和61年頃、埼玉県が誘致を行い、「交通至便」「周囲への文教施設の存在」「日常生活の便がよい」などの条件を踏まえ、本市（選定当時は旧浦和市）が選定した現所在地（市有地）を無償貸与することで、設置されたという経緯がある。30年近くの間、本市内において年間約400人の外国人の日本語教師への研修を継続して行っており、文教都市である本市にとって、大変重要な施設である。

本市では、「さいたま市国際推進基本計画」において、国際センターと連携しながら、研修参加者との交流・支援などを通じて、さいたま市の国際化を推進することとしており、今後も国際センターは、本市の国際化推進にとって重要な施設である。

本市との具体的な連携関係として、国際センターにおける一定期間の研修終了生への「さいたま国際友好名誉市民章」の授与、国際センターの研修生と地元小学生との交流、公益社団法人さいたま観光国際協会国際交流センターとの交流会及びホームビジット等の事業協力などがあり、本市との関連が深いものと考えており、今後も引き続き連携を図っていきたい。

以上から、国際センターの存置を希望する。

※ さいたま市からの正式な意見は、別途、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局あてに直接提出する予定である。

(2) 県の意見

移転については、次の理由から反対である。

日本語国際センターは、昭和59年から61年にかけて県及び市が誘致を行い、平成元年7月に設立されたものである。

日本語国際センターには、海外から毎年400人の研修生が滞在し、学習や休日活動を行っている。研修生は、都市と農村部の両方を合わせ持つ埼玉県に滞在することで、学習以外の活動が充実したものになる。また、首都圏に位置することで、講師人材の確保がしやすい、交通の利便性が良いなどセンター運営上のメリットがあると考えられる。

また、以下のとおり、県内の各関係機関との連携体制が定着している。

- ・ 日本語国際センター、(公財)埼玉県国際交流協会及び埼玉県の連携による「埼玉県ワンナイトステイ事業」を平成元年から実施している。本事業では、県内の一般家庭において日本語国際センター研修参加者が1泊2日のホームステイを体験することにより、日本人の生活、習慣、考え方に接する機会を得るとともに、国際交流・国際理解が進むなど双方にとって非常に貴重な経験を得るものとなっ

ている。平成27年8月末現在で、40市町227軒の一般家庭が受け入れ登録している埼玉県に根付いた事業となっている。

- ・ また、設置25周年を記念したオープン施設イベント「国際交流まつり@北浦和」が日本語国際センターと県国際交流協会の共催で開催され、県、市も参加するなど地域機関や住民との交流も確実に進んでいる。
- ・ 県内学校との関係では、県立高校（6校）、さいたま市内の小学校（6校）に研修生が訪問し交流を図っているほか、県内小学校のセンターへの訪問も受け付けている。また、県内高校のインターアクトクラブ学生とセンター研修参加者が交流を行っている。
- ・ 埼玉大学とは、平成20年に協定を結び、埼玉大学の学生が日本語国際センターの施設を利用できるほか、毎年インターンを受け入れている。また、埼玉大学大学院の日本語教育に関する講義の一環として、海外の日本語教育の理解を深めるため日本語国際センターを訪問している。
- ・ 日本語国際センター職員が（公財）埼玉県国際交流協会理事に就任し、国際交流基金の豊富なノウハウから助言をいただいている。今後、オリンピック・パラリンピックを始めとする県内での国際イベントを見据え、ボランティア育成において助言、協力を見込んでいる。
（さいたま市においてもセンター職員が（公財）さいたま観光国際協会副会長に就任している）
- ・ 埼玉県国際教育協議会主催「英語・日本語スピーチコンテスト」、「外国人児童生徒等日本語指導対応加配校担当者等連絡協議会」、「埼玉県留学生交流推進協議会」などに参加するなど様々な県内の機関との連携実績がある。

2 環境調査研修所

（1）所沢市の意見

移転については、次の理由から反対である。

環境調査研修所は、環境行政を担当する職員の養成及び訓練のため設置された機関で、環境省等職員をはじめ地方自治体職員を対象に、多くの有意義な研修カリキュラムを実施している（本市職員も毎年多くの研修カリキュラムを受講してさせていただいているほか、研修場所の提供等にもご協力させていただいている。）。

本市は、東京都心から30km圏内に存し、環境省本省からのアクセスも容易であるほか、全国から参集する研修生にとっても、公共交通機関等の高い利便性は費用や時間的コストの面からも魅力的で効率的なものとなっている。

さらに、本機関が東京圏にあり、ある地方に偏在しないことにより、所属を異とする多くの担当職員が参集することが可能となっており、そこから生まれる“交流の環”が、環境行政の質の担保や地域間連携の推進に貢献しているものと考えている。

（2）県の意見

移転については、次の理由から反対である。

研修機関は多くの受講生が集まりやすい場所であることが望ましい。本研修所が

環境省及び全国の自治体職員を対象にしているという性質上、環境省から近く、また、全国からの公共交通機関等が発達している東京圏に設置されていることが効率的で望ましいと考える。

埼玉県や所沢市は、東京圏にありながら自然も豊かで、都市部と自然が近接している。そういった環境は、例えば環境パートナーシップ研修で狭山丘陵が見学の対象として取り上げられているように、研修の企画に役立ち、また、研修効果を上げることに資すると考えられる。

また、本研修所の研修には、埼玉県が全国に向けて発信している事業が見学の対象となっているものがある。県にとっては自らの事業を全国にアピールする機会になっており、また、研修所としては、研修で取り上げられる素材が埼玉県に存在すると言え、双方にメリットがある。

※ 平成 26 年度実績：

- ・埼玉県直営の広域埋立最終処分場である「環境整備センター」
- ・同センター敷地内にある「彩の国資源循環工場」
- ・埼玉県庁敷地内に設置されているソーラー水素ステーション

受講生のうち大半は国家公務員と地方公務員である。東京圏は公務員数が多く、研修の対象となる人が東京圏に集積しているといえる。

本研修所の研修には、環境省の職員も多く講師として登壇している。東京圏にあることで、この環境省職員に関する国費や時間的コストが抑えられており、効率的な運営につながっている。

3 国立保健医療科学院

(1) 和光市の意見

移転については、次の理由から反対である。

国立保健医療科学院と和光市は、市の健康づくり指針である「健康わこう 21 計画」の策定や、老人健康増進事業等の調査研究、保健医療専門職の実地研修等において幅広い連携を図ってきており、今後もこれまでの協力関係を生かして、データヘルス計画（国民健康保険事業実施計画）の策定やその他関連する課題解決に向けた相互連携を図るため、今年度中に保健福祉分野における連携協定を締結する予定となっている。

和光市は、市民のQOL（生活の質）の向上を念頭におき、全ライフステージの保健福祉に関する課題に対して、自助・互助・共助・公助を基本に、制度及び組織の縦割りの弊害を廃した連携の仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築・機能化に先進的に取り組んでいる。特に、介護予防に重点を置き、低い要介護認定率と、低く安定した介護保険料の設定を実現した、いわゆる「和光市方式」は、第6期の介護保険制度改正に反映されるなど全国的に評価されている。

また、和光市は東京近郊の自治体であるため、地域の互助力による健康課題解決に不可欠な地域コミュニティの研究フィールドとして適しており、都内への交通アクセスの良さから政府関連機関、大学等研究機関との密な連携が可能である。

国立保健医療科学院は、少子・高齢化の進展に対応した健康確保、健康に関する安全・安心の確保といった課題について研究を推進していることから、介護予防・自立支援に実績がある和光市と連携を図ることで実践面での調査研究が可能となり、

また、地理的にも利便性のある同市に研究環境を置くことで、他の研究機関とも連携を図りながら有用なエビデンスに基づく研究業績を蓄積することができる。

研究成果の政策への反映についても、地理的に近い厚生労働省と密に連携を図りながら、迅速に全国的に波及させることが可能である。

(2) 県の意見

移転については、次の理由から反対である。

国立保健医療科学院は地元自治体である和光市と共同研究をはじめ様々な連携事業を行っており、事業成果は全国的に評価されている。移転した場合のデメリットは大きく、保健医療科学院の研究能力の確保・向上、研究成果の活用、全国への波及効果、また跡地利用について懸念される。

埼玉県としても、公衆衛生の人材育成拠点として県内の専門人材研修の実施において連携を図っており、また、全国的な展開を念頭においた研究フィールドとして埼玉県を捉えた場合、当県は「全国の縮図」と言われるほど都市部から農村部まで様々な特性を持つ自治体が混在していることから研究環境としても適した立地だと考えている。今後、県および和光市をはじめとする県内自治体との連携推進により全国的に汎用性のある調査研究・事業検討が進むことで、保健医療科学院のさらなる研究機能の向上に寄与することが期待される。

また、国立保健医療科学院は、全国から優秀な研究人材が集まる研究機関であるのと同時に、公衆衛生の専門人材の研修機関として全国から多数の研修生が集まるため、研修生の交通アクセスを考えた際も、東京駅から公共交通機関で45分程度の和光市は、研修機関としても適した立地であると考えられる。

(参考)

【和光市連携事例】

・平成26年度老人保健事業推進費等補助金「市町村による介護保険事業計画と他の行政計画の連携に関する調査研究事業」報告書（平成27年3月 和光市）

http://www.city.wako.lg.jp/home/fukushi/chiiki/fukushi/_13950/rouken.html

・健康わこう21計画

http://www.city.wako.lg.jp/home/fukushi/kenkozukuri/kenkozukuri_jorei/_8942.html

【和光市交通アクセス】

・東京駅→和光市（鉄道 45分程度）

・羽田空港→和光市（リムジンバス 50～130分）

4 (独) 科学技術振興機構

(1) 川口市の意見

移転については、次の理由から反対である。

国立研究開発法人科学技術振興機構（※以下「JST」と略称）の本部は、その前身である新技術事業団が、平成6年、国の機関の地方移転の一環として、本市本町4-1-8 川口センタービル内に本部を移転して以来、20有余年にわたり、本市を拠点として活動されてきた。

当時、平成2年以来、本市職員をJSTに派遣していた関係性から、当時の市長が本市への移転を働きかけ、誘致に至ったものである。

政府関係機関の移転を検討するにあたっては、既に地方に移転した政府関係機関の更なる移転を含むことなく、現在、東京23区内にある機関を対象とすべきである。

(2) 県の意見

移転については、次の理由から反対である。

国立研究開発法人科学技術振興機構と埼玉県では、科学技術の振興による県内産業の振興を進めるうえで従前から密接に連携している。

埼玉県科学技術会議には平成9年度から継続して理事クラスの役職員を委員として派遣していただき、埼玉県科学技術基本計画の策定等に際して専門的な視点から助言をいただいている。

また、埼玉県では、平成26年度から、大学・研究機関等の先端的研究成果と企業の優れた技術を融合させて新たな成長産業を創り出す先端産業創造プロジェクトを実施しており、ナノカーボン、医療イノベーション、ロボット、新エネルギー、航空・宇宙の5分野を重点分野として、先端技術の実用化、製品化から事業化までを支援するとともに当該分野の県内への集積を図る取組を進めている。

先端産業創造プロジェクトを進めるにあたっては、開発テーマの選定に当たって、審査委員を派遣していただくなど、いわゆる「目利き役」として協力していただいている。

今後においても、幅広い分野において先進的な技術の研究開発の推進やその実用化、また先進的な技術開発を担う人材育成を実施している国立研究開発法人科学技術振興機構との連携が不可欠であると考えている。

したがって、埼玉県としては、川口市の意向と同様に国立研究開発法人科学技術振興機構が今後においても川口市にて事業を継続することが望ましいと考えるものである。

5 (独) 理化学研究所

(1) 和光市の意見

移転については、次の理由から反対である。

理化学研究所和光事業所は、昭和38年3月に国有地の提供を受け、研究施設を建設、整備し、昭和41年5月から和光キャンパスにおいて最先端の科学技術研究を開始し、現在に至っている。

和光事業所は、理化学研究所の中で最も規模が大きく、理化学研究所の特長の一つである総合性を追及した試験研究を多様な研究体制で実施しており、我が国のCOE(センター・オブ・エクセレンス、卓越した研究機関)として高い国際性を有し、優れた研究成果を多数輩出している。このため、地方移転により機能が分散されることにより、総合性を追及した研究体制が失われることが懸念される。

さらに、現在当事業所には約3,000人の研究者や職員等が働いているが、機

能分散による職員数の減少により、市内における様々な消費活動が縮小し、地域経済に重大な影響が及ぶ恐れがあることも懸念されている。

また、平成20年1月に中小企業基盤整備機構により開設された、「和光理研インキュベーションプラザ」においては、現在、県・市及び理化学研究所が密に連携しながらプラザ入居企業及び当市周辺企業の創業・新事業展開を支援しているが、こちらについても地方移転により機能が分散されることにより、これまでの理化学研究所と連携した効率的な事業推進に支障が生じることが予想される。

当市では平成19年度に地域再生計画として「国際研究開発・産業創出拠点形成計画」を策定している。この計画では、高度かつ先進的な研究を行っている和光研究所の外国人研究者に対し、入国・在留諸申請の優先処理を行い高度人材の円滑な受入れを図ることにより、外国人研究者を活用した研究開発や研究成果を活かした事業活動を促進している。また、県と市が協力し、理化学研究所と県内企業との交流・連携をより一層促進するための事業を実施し、国際的競争力のある産業の育成を目指すとともに産学官が連携して様々な施策を実施することにより、地域経済の活性化を推進している。具体的な取組内容としては、県・市・経済団体等の連携事業として「国際研究開発・産業創出促進事業」、「理研連携による埼玉企業総合支援事業」、市単独事業として「新産業創出育成支援事業」に取り組んでおり、地方創生の趣旨でもある地域の産業・経済の活性化を図っている。地方移転による機能分散は、この計画の推進に対しても支障があると考えられる。

理化学研究所和光事業所は、来年で開所から50年を迎える。現在も、地域貢献の一環として研究所の一般公開や見学ツアーも実施され、毎回多くの市民等が参加しており、当市における地域財産として、市民の間にしっかりと根付いており、将来的なまちづくりの観点からも重要な施設であると認識している。

以上の理由により、理化学研究所和光事業所については地方移転せず、当市において規模を縮小することなく研究活動を継続されるよう要望する。

(2) 県の意見

移転については、次の理由から反対である。

理化学研究所と埼玉県、和光市では、様々な取組を連携して行っている。

平成17年に理化学研究所と埼玉県との間で相互協力に関する基本協定を締結し、埼玉県科学技術会議や科学技術基本計画策定への協力、科学技術の普及啓発や教育のための事業推進、産学官連携協力による共同研究、研究成果を活用した産業創出や創業・ベンチャー支援、科学技術研究に係る環境整備、地元企業や関係機関との交流を通じた連携強化などに取り組んでいる。

これまで、理化学研究所と県の公設試験研究機関である埼玉県産業技術総合センターとの共同研究の実施による様々な研究成果が生まれているほか、県産学連携支援センターによるマッチングでは県内企業と100件を超える連携を行うなど、理化学研究所を中心に研究や開発が盛んに行なわれている状況である。

また、平成26年度から、埼玉県が重要施策として進めている「先端産業創造プロジェクト」では、プロジェクトの推進方針等についてご意見をいただくため国内のトップレベルの有識者で構成する会議「先端産業研究サロン」への参画や、理化学研究所の先進的な研究シーズを基に県内企業と共同で取り組む研究開発プロジェクトの推進など、先端産業創出を目指し積極的な連携を図っている。

その他、理化学研究所が立地する地元和光市とともに、地域産業の振興を目的とした協議会「国際研究開発・産業創出促進協議会」を設置し、セミナーの開催や交流事業などにより県内産業界との連携を促進している。また、共同でインキュベーション施設「和光理研インキュベーションプラザ」の整備・運営を行い、積極的な支援活動を通じて多くの企業が新たに生まれるなど、ベンチャー育成の土壌を作り上げている。

加えて、埼玉県と和光市が申請主体となって取り組んでいる地域再生計画「国際研究開発・産業創出拠点形成計画」では、理化学研究所を中心に地域特性を活かした事業活動を展開し、地域産業の振興を図っている。

埼玉県は5つの新幹線が東日本の主要都市に直結し、5つの高速道路が東西南北にネットワーク化されている高い交通利便性を有しており、研究者や連携を求める企業などにとって、アクセスしやすい立地環境である。

理化学研究所の優秀な研究人材の確保や、産業界・他の研究機関等との連携を図る上で、首都に隣接するとともに首都圏内に限らない広い地域からのアクセス性の良さを有する埼玉県に拠点を置くことは、非常に大きなアドバンテージである。

科学技術を取り巻く国際間の研究開発競争が一層激しさを増す中で、その土台をなす自然科学の総合的研究機関としての理化学研究所の役割はますます高まるものと考えられる。理化学研究所が地方に移転したり機能分散してしまうことで、これまでに構築されてきた世界トップレベルの研究基盤や分野を超えた有機的な連携が喪失し、日本全体の研究ポテンシャルの低下につながる可能性も危惧される。

以上の観点から関係市の和光市も同様の意向を示しており、埼玉県としても理化学研究所の拠点移転については、行うべきではないと考える。

6 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構

(1) さいたま市の意見

(独) 農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」）については、古くは昭和2年頃、旧大宮種鶏場設置のため、用地取得を市（取得当時は旧大宮町等）が行い、埼玉県を通じ、国に譲渡した経緯を発端とし、昭和37年頃の旧大宮種鶏場移転及び農業機械化研究所（生研センターの前身）の設置の際、そのまま用地を使用することを認める覚書を交わし、現在に引き継がれているという経緯がある。

生研センターには、上記1の覚書締結の経緯から、地域防災計画における避難場所や飛行場外離着陸としての指定、地元の小学校・中学校の自然観察授業・職場体験等の受入れなど、様々な地域協力をいただいている。

また、生研センターにおいて農業機械の検査・鑑定等を受けるため、全国から自社の機械等を持ち込む農業機械メーカーの交通利便性といった点を踏まえると、我が国の中で地理的に偏らず、かつ、交通の要衝である地域に置くことが適切と考えられる。このことは、東日本の交通の要衝としての地の利を活用しようとしている本市の地方創生の方向性と軌を一にしているものと考えられる。

以上から、生研センターの存置を希望する。

なお、仮に生研センターが移転した場合、譲渡時の条件等により、本市に当該用

地が返還されることとなっており、この点に御留意いただきたい。

〔 ※ さいたま市からの正式な意見は、別途、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局あてに直接提出する予定である。 〕

(2) 本県の意見

移転については、次の理由から反対である。

県と（独）農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」）は農業機械の共同研究や生研センターが開発した機械を県試験場内で実証試験を行うなど、連携・協力し農業振興を図っている。

共同研究の例としては、ナシの受粉用の花粉の採集・調整作業に大変労力がかかり、その労力削減が課題となっているため、県と生研センターが協議し、花粉採集用の機械の開発を生研センターが実施し、その実証試験を本県の久喜試験場のナシ園で実施している事例がある。

また、水稻種子の消毒方法として、種子を60℃のお湯に浸す温湯消毒法が利用されているが、この方法は大量のお湯、水が必要となるなど、作業効率が課題となっている。このため、生研センターが開発した過熱水蒸気による作物種子の消毒装置を本県の水稻・麦の種子に応用する共同研究の事例もある。

このほか、トマト栽培における薬剤防除ロボットの開発やキャベツ収穫機をブロッコリーの収穫機械に活用する試験など、共同し研究を行っている。

こうした、効果的な共同研究を行うため、県の試験研究機関と生研センターは、毎年、農業を巡る状況・課題について情報交換を行っている。

本県は、恵まれた自然条件と大消費地の中にある産地という有利な立地条件を生かし、産出額全国第6位の野菜をはじめ、米や麦、畜産、果樹、花植木など多彩な農産物を生産している。

特に野菜の生産が盛んで、ねぎ、さといも、こまつなの産出額は全国第1位、ほうれんそう、きゅうり、ブロッコリー、かぶの産出額は全国第2位と「埼玉は野菜王国」といっても過言ではない。

生研センターが行っている農業機械の開発研究は、大都市圏にありながら、様々な農産物が生産され、農業が盛んな本県で実施されることで、効果が発揮されると考える。

また、生研センターは地元住民の広域避難場所として防災の役割や農業体験の場としても活用されていることから、存置されることを希望する。

【近年の共同研究例】

- ・ トマト栽培における薬剤防除ロボットの開発
- ・ キャベツ収穫機によるブロッコリーの機械収穫の研究
- ・ センターが開発した加熱水蒸気による作物種子の消毒装置の実証試験
- ・ センターが開発したナシの採花装置の実証試験

(独)国際交流基金 日本語国際センターの移転について

本市の意見

- 1 (独)国際交流基金日本語国際センター(以下「国際センター」)については、昭和61年頃、埼玉県が誘致を行い、「交通至便」「周囲への文教施設の存在」「日常生活の便がよい」などの条件を踏まえ、本市(選定当時は旧浦和市)が選定した現所在地(市有地)を無償貸与することで、設置されたという経緯がある。30年近くの間、本市内において年間約400人の外国人の日本語教師への研修を継続して行っていたとされており、文教都市である本市にとって、大変重要な施設である。
- 2 本市では、「さいたま市国際推進基本計画」において、国際センターと連携しながら、研修参加者との交流・支援などを通じて、さいたま市の国際化を推進することとしており、今後も国際センターは、本市の国際化推進にとって重要な施設である。
- 3 本市との具体的な連携関係として、国際センターにおける一定期間の研修終了生への「さいたま国際友好名誉市民章」の授与、国際センターの研修生と地元小学生との交流、公益社団法人さいたま観光国際協会国際交流センターとの交流会及びホームビジット等の事業協力などがあり、本市との関連が深いものと考えており、今後も引き続き連携を図っていきたい。

以上から、国際センターの存置を希望する。

(独)農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センターの移転について

本市の意見

- 1 (独)農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下「生研センター」)については、古くは昭和2年頃、旧大宮種鶏場設置のため、用地取得を市(取得当時は旧大宮町等)が行い、埼玉県を通じ、国に譲渡した経緯を発端とし、昭和37年頃の旧大宮種鶏場移転及び農業機械化研究所(生研センターの前身)の設置の際、そのまま用地を使用することを認める覚書を交わし、現在に引き継がれているという経緯がある。
- 2 生研センターには、上記1の覚書締結の経緯から、地域防災計画における避難場所や飛行場外離着陸としての指定、地元の小学校・中学校の自然観察授業・職場体験等の受入れなど、様々な地域協力をいただいている。
- 3 また、生研センターにおいて農業機械の検査・鑑定等を受けるため、全国から自社の機械等を持ち込む農業機械メーカーの交通利便性といった点を踏まえると、我が国の中で地理的に偏らず、かつ、交通の要衝である地域に置くことが適切と考えられる。このことは、東日本の交通の要衝としての地の利を活用しようとしている本市の地方創生の方向性と軌を一にしているものとする。

以上から、生研センターの存置を希望する。

なお、仮に生研センターが移転した場合、譲渡時の条件等により、本市に当該用地が返還されることとなっており、この点に御留意いただきたい。